

ニホンザルの保護管理に関する レポート (平成 24 年度版)

2013 年 3 月

環 境 省

はじめに

環境省では、2012（平成 24）年度にニホンザルの生息状況や被害の現状の確認と対策の評価を行い、保護管理に関する基本的な考え方や課題等について整理を行うこと等を目的としてニホンザル保護管理検討会を設置しました。

今後、定期的に保護管理に関する最新情報を「保護管理に関するレポート」として取りまとめ、2010（平成 22）年に作成された「特定計画作成のためのガイドライン」について随時補足を行っていく予定です。

なお、本レポートは上記ガイドラインの内容をご存知の方を対象として作成しております。

● このレポートの目的	2p
● 優先して取り組むべき重要課題の抽出	2p
● ニホンザル保護管理の事例紹介	6p
● 兵庫県	7p
● 宮城県	10p
● 神奈川県	13p

このレポートの目的

1999（平成 11）年の鳥獣保護法改正により特定鳥獣保護管理計画制度が創設されて以降、ニホンザル保護管理のための特定鳥獣保護管理計画（特定計画）が各地で策定され、3期目の計画を推進している地域もあります。

各地でニホンザルの保護管理が進められていますが、過去 10 年以上にわたる取組によって被害が軽減した地域も見られるものの、全国的に被害は高い水準で推移しており、適切な管理計画の策定とその実行に課題があることも確かです。本レポートでは、まずニホンザルの保護管理上、優先して取り組むべき重要課題を抽出した上で、重要課題の中でも特に個体群管理について特徴的な事例を紹介し、ニホンザルの保護管理に関わる行政担当者の業務遂行を支援するものです。

優先して取り組むべき重要課題の抽出

1. 保護管理の現状

- ニホンザルの群れが生息する 43 都府県のうち、特定計画策定都府県は 2012 年 12 月現在で 19 計画と半数に満たず、特定計画の策定が進んでいません。計画未策定県は、中国、四国、九州地方に多い傾向にあります。
- 過去 10 年以上にわたる取組みによって、被害が軽減した地域も見られますが、全国的に被害は高い水準を維持しています。また近年は生活環境被害が広がる傾向にあります。
- 全国的にはニホンザルの分布拡大および群れ数増加の傾向にある地域が多く、これに伴って被害発生地域も拡大しているものと考えられます。
- 捕獲数は増加し、近年 2 万頭に達していますが、必ずしも被害の減少や被害を与える群れの分布範囲の縮小や群れ数の減少に結びついていません。地域の状況に応じた適切な捕獲が行われていません。

2. 基本認識

- ニホンザルの保護管理の第一目的は、農業被害及び生活環境被害の軽減で、それを達成する方策は、被害防除と個体群管理です。
- 被害防除には直接的な防除（柵等による障壁、追い払い）とサルの誘引回避（集落環境整備、餌の除去など）があり、集落ぐるみの取り組みが重要です。
- **ニホンザルの「個体群管理」とは、ニホンジカやイノシシとは異なり個体数や密度のコントロールではありません。環境状況、個体群の規模、被害状況に応じて、（加害）個体の捕獲、群れの規模の管理（縮小または維持）、群れ数の管理（減少または維持）、そしてこれらを通じた分布域の管理（縮小または維持）を、目的・目標を明確にして行うことが求められます。**

3. 課題抽出に当たっての基本的考え方

- 特定計画に関することを中心としますが、ニホンザル保護管理に関して特定計画に包括されない問題も、必要に応じて取り扱います。
- 整理に当たっては、2010年ガイドラインにおける指摘事項を考慮に入れました。
- 現時点では、分析結果だけではなく、様々な情報や仮説に基づいて課題をリストアップしますが、今後の情報収集・分析を踏まえ、更に整理を行います。

ガイドラインの指摘事項

- ① 被害防除の徹底と個体群管理を合わせた総合的な計画と取り組み。
- ② 群れ一群れ集団を管理の基本単位とする。
- ③ ゾーニング（サル排除区域、サル調整区域、サル保全区域）と広域管理。
- ④ 長期的な目標イメージの設定とそれに至るステップの整理、およびその上にたった短期、中期の目標の具体化。
- ⑤ 保護管理の目標と捕獲の目的の明確化、およびそれにあった手法および捕獲目標の設定。それに基づくコントロールの推進。
- ⑥ 行政的なモニタリング（集落を単位とした情報整理など）に基づく科学的・客観的な現状把握と結果の評価（評価体制の整備）。
- ⑦ 地域間連携、部局間連携、市町村との連携（実施計画の位置づけ、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村計画の位置づけ・組み込みなど）。
- ⑧ 集落や地域ぐるみでの被害防除と環境管理の取組推進。

4. 主要課題と対応の方向性

ここでは前述の基本的考え方に基づき抽出した7つの主要課題について、それぞれの対応の方向性を整理しました。対応の方向性のうち、後述する事例の中で参考になる部分があるものについては、事例の中で対応する部分（⇒で記載）を示しました。

取組の状況に応じて、7つの課題のうち、該当する部分から先に読んでいただいても結構です。

課題1 特定計画の策定が進んでいない

- ニホンザルの群れが生息する都府県のうち、分布が限定的な岩手県、大阪府を除く22都県で特定計画が未策定である。

対応の方向性

- ・群れで生活し、社会性をもつという他の種とは異なる性質をもつニホンザルに対しては、無計画に捕獲や被害防除を進めても被害軽減の効果は上がらない。保護管理を行うためには、群れの生息状況や被害の状況等を把握した上で、目的、目標を明確にした個体群管理および被害防除の総合的で計画的な取り組みが必要である。計画的な取り組みを継続して行うためには、特定管理計画の策定が必要である。

課題2 計画の目標達成への道程がわからない

- 目標達成のためのステップ、その中での現状計画の位置づけが曖昧である。

対応の方向性

- ・目標達成に向けたステップを明確にするため、各フェーズにおける目標・課題をリスト化する。

➡ 宮城2.

- 具体的な目標が示されていないため、計画の進捗、達成状況について客観的な評価ができず、課題の明確化と施策の改善につながらない（PDCA サイクルが機能していない）。

対応の方向性

- ・群れの分布域、群れ数、個体数をどうしていくか、群れの出没する集落数や出没頻度、被害水準をどこまで下げるのかというような明確な目標設定を進める。

➡ 宮城3-1&3-2、神奈川3-1&3-2

課題3 群れの状況の把握が十分ではない

- 群れで生活するニホンザルの保護管理には、群れの状況の把握が不可欠である。群れの状況がわかっていないと課題解決の方向が見いだせない。

対応の方向性

- ・対応方法（追い払い、捕獲など）に応じ、調査手法を選択し、群れ状況を把握する。
- ・効果的な捕獲には、群れを特定し、目的、目標を明確にすることが必要。群れ数、群れの配置、各群れのおおよその個体数を可能な限り把握する。

➡ 兵庫3-4-1、宮城3-4-1、神奈川3-4-1

課題4 捕獲数は増加しているが、多くの地域で被害が減少していない

- 個体群管理の位置づけと具体的な達成目標を明確にした捕獲となっていない。

対応の方向性

- ・現在行われている捕獲の実態とニホンザルの動向、被害の動向を把握・評価し、捕獲の効果・影響を検証し、個体群管理として適切な捕獲を行う。

➡ 兵庫3-1 & 3-2 & 3-4、宮城3-1 & 3-2 & 3-4
神奈川3-1 & 3-2 & 3-4

課題5 被害防除は地域的・局所的には一定の成果を上げているが、全体としては不十分である

- 個体群管理を含む総合的な計画の中で被害防除が位置づけられていない。また各種被害防除施策が効果的かつ適切に実施されていないケースがある。

対応の方向性

- ・ 被害防除の有効性と限界を踏まえ、被害防除と個体群管理を合わせた地域独自の実施計画を作成する。

➡ 兵庫3-1、宮城3-1、神奈川3-1

- ・ 集落ぐるみの取り組みをさらに進める。

- 特定計画の策定、実施、評価という視点からの被害動向の把握が十分には行われていない（管理に役立つ資料が集積されていない）。

対応の方向性

- ・ モニタリング方法の改善が必要である。集落単位で被害程度や被害量の増減、群れの出現頻度などの情報の把握など、行政調査として継続的に実施する。

➡ 兵庫3-4-2

- ・ 生活環境被害（自家消費用作物被害等を含む）、人身被害への対策を図る。

課題6 地域間や組織間、諸計画間の連携が必ずしも実効性のあるものとなっていない

- 計画の実行部分の多くは、市町村が担当が多いが、必ずしも都府県、市町村との連携が図られていない。

対応の方向性

- ・ 毎年度、モニタリングの結果に基づき市町村単位の実施計画（実行計画）を策定する。その際、都府県レベルで個々の実施計画の統一性と整合性を持った計画となるよう調整する。

➡ 兵庫3-1、宮城3-1、神奈川3-1

- ・ 特に鳥獣被害防止特措法における被害防止計画との連携、調整を実態のあるものとする。

- 広域管理体制のあり方が必ずしも明確ではない。

対応の方向性

- ・ 隣接市町村・都府県で協議会を立ち上げるなど、情報交換をはじめ、広域的に連携した取り組みが必要である。

➡ 宮城3-3-3、神奈川3-3-4

- ・ 特に同一県内の複数市町村が関わる課題については、都府県が連携の中心的役割を果たすことが重要である。

➡ 神奈川3-3-4

課題7 モニタリングが不十分な地域や、モニタリング結果が実施計画や次期計画に十分に反映されていない地域がある

- 特定計画の中でモニタリングに関する記載があっても、実行が伴っているところは少ない。捕獲の効果検証、被害状況把握も不十分である。

対応の方向性

- ・保護管理に必要なモニタリング項目を明確にし、優先順位をつける。優先度の高い情報は、群れの状況（出没範囲、大まかな群れ数とその変化、隣接する群れ情報）、被害発生集落の分布、捕獲実績（数、性、年齢クラス、捕獲場所）などで、行政が主導して計画的に実施していくことが望ましい。

➡ 兵庫3-4、宮城3-4、神奈川3-4

- 各種資料が施策実施結果の評価、計画の修正と改善に生かされていない。

対応の方向性

- ・PDCA サイクルを機能させていくための手順を具体化し、モニタリング資料に基づき検討すべき事項を明確にする。

➡ 兵庫3-1、宮3-1、神奈川3-1

- ・モニタリング資料の分析・検討・評価の作業を形骸化させず、専門家等も交えて適切に実施する。

ニホンザル保護管理の事例紹介

ニホンザルの保護管理においては、ニホンジカやイノシシなどのように保護管理の基本的な方策がそれほど明確になっていないため、状況に応じた様々な対応が必要です。このため、汎用的なモデルの構築はなじみませんが、各地での取り組み事例を参考に、それぞれの地域において独自の方策を作り上げていくことが重要です。ここでは、重要課題のうち、個体群管理に焦点を当て、目標を明確にした個体群管理が行われている兵庫県、宮城県、神奈川県 の3県の事例を紹介します。

県名	保護管理の特徴
兵庫県	・ほとんどの群れが被害を出しているが、小規模な孤立個体群であるために、群れを適性に維持しつつ、被害軽減を目指した保護管理
宮城県	・個体群を奥山へ追い上げることなどにより、棲み分けを目指した保護管理
神奈川県	・状況の異なる個体群に対し、モニタリング結果に基づいて地域毎、群れ毎に方針を策定して行う保護管理

兵庫県

1.保護管理の特徴

- 1) 県内6地域にニホンザルの生息地域があり（うち2地域は餌付け群）、1～4群が分布。それぞれ小規模な個体群を形成しているが、相互に孤立（図1）。
- 2) ほとんどの群れが農業被害や生活環境被害を発生。
- 3) サルの追い上げができる山地がない地域が多い。
- 4) 地域個体群の動向と被害状況を踏まえ、年度ごとに群れの個体数に応じた順応的管理を実践。



図1 兵庫県内のニホンザルの生息状況
（兵庫県第2期ニホンザル保護管理計画より）

2.保護管理目標

人身被害の防止

集落への出没率低減による農業被害・生活被害の減少

現存する群れの適正な維持

群れの分裂による被害地域の拡大抑制

3.取り組み内容

3-1 実施計画

- ・毎年、群れ毎のモニタリング調査結果に基づき、「年度別事業実施計画」を策定
- ・実施計画は、「野生動物保護管理運営協議会」で協議し、県が作成、公表

3-2 個体群管理

3-3 被害対策

- 1) サル監視員の配置
- 2) 改良型電気柵の普及
- 3) 問題個体の識別捕獲

3-4 モニタリング

- 1) 生息状況調査
- 2) 被害状況調査

3-2 個体群管理

下記2点を基に個体数管理の基準（表1）を設定、群れの規模により個体数管理方法を決定。

- ・群れの成獣メスが15頭以下で絶滅確率が発生し、10頭以下で群れの絶滅確率が高まる
- ・群れの成獣メスが20頭以上（総数70～80頭以上）で、群れが分裂する可能性がある

表1 個体数管理の基準

群れの規模	個体数管理の方法
成獣メス10頭以下	・原則としてメスの捕獲を行わない ・被害防止のため、やむを得ない場合は問題のある個体※を識別して捕獲
成獣メス11～15頭	・原則として成獣メスの捕獲を行わない。 ・被害防止のため、やむを得ない場合は問題のある個体を識別して捕獲
成獣メス16～20頭	・被害対策のため、必要に応じて有害捕獲を行う。
成獣メス21頭以上	・被害対策のため、必要に応じて有害捕獲を行う。 ・群れの分裂や出没地域の拡大に注意を払う。

※問題のある個体：過度に人を威嚇したり、人家へ侵入するなど、人身被害を発生させる危険性の高い個体。

3-3 被害対策			
被害対策	概要	効果	課題
1) サル監視員の配置	・県または市町が、各地域個体群（野生群）に最低1名のサル監視員を配置。 ・サル監視員は、群れの位置の調査、住民への位置情報の連絡（携帯メール等）、追い払い、対策指導、捕獲支援、モニタリングのデータ収集などを実施。 ・監視員に対する技術研修、対策ミーティングの定期的開催、住民へのメール情報提供システムの整備など監視員活動が効果をあげる仕組み作りを実施。	➢携帯メールによる群れの位置情報を利用した集落ぐるみの追い払いの実施。 ➢監視員の追い払い活動により、被害発生割合や集落への出没率が減少。 ➢地域に密着した指導は、住民の不満解消や要望・情報の収集に効果。 ➢高頻度のモニタリングが可能となり、出没要因解析や対策実施の効果検証に活用。	✓監視員の人材育成と継続的な雇用。
2) 改良型電気柵の普及	・香美町で既存のイノシシ用柵を改良した通電式支柱「おじろ用心棒」の考案。	➢香美町のおじろ用心棒設置農家へのアンケートで、回答者全員が被害減少の効果を実感。 ➢サルに有効な電気柵の設置率向上で、香美町小代区の実山では集落への出没率が減少。	✓設置費用は自己負担（一部市町からの補助）。 ✓家庭菜園は、設置費用が補助されにくい。 ✓設置の人手がないため、業者に設置を依頼している場合もある。
3) 問題個体の識別捕獲	・豊岡市と香美町では、人家侵入するなど問題個体の識別捕獲を兵庫県森林動物研究センターが麻酔銃により実施。 ・2012年度、豊岡市では8頭を、香美町では2頭を、また、香美町村岡では、人身被害（噛みつき）個体（ハナレザル）1頭を麻酔銃で捕獲。	➢捕獲現場を住民に見せることで住民感情が協力的に変化。 ➢地域住民や市町担当者と協力実施で、被害対策の進展を期待。 ➢豊岡市では、追い払い効果もあり、行動域が変化、集落への出没率が減少。	✓特殊技術のため普及が難しい。 ✓労力がかかり、連続して対応することが困難。 ✓サルが射手を学習し、捕獲効率が低下のおそれ。 ✓地元で選択的な捕獲が実施できるような捕獲方法の開発。

3-4 モニタリング	
3-4-1 生息状況調査	概要
1) 個体数・群れ構成調査	・毎年度個体数カウント調査を実施し、性・年齢構成を把握 ・兵庫県森林動物研究センターが調査を実施
2) 出没状況調査	・電波発信器を用いて各群を追跡し、行動圏や集落出没状況を把握 ・サル監視員が調査を実施 ・電波発信器は1群につき2頭以上の成獣メスに装着
3) 捕獲個体調査	・捕獲個体の性・年齢や栄養状態、繁殖状況、遺伝情報等の資料収集に努める。 ・捕獲個体の分析等は、兵庫県森林動物研究センターが実施
3-4-2 被害状況調査	概要
1) 地区レベルの農業被害状況把握	・農業センサスデータにおける集落単位で、被害状況のアンケート調査を行い、農業被害の発生状況とその変化をモニタリング
2) 野生鳥獣による農林業被害調査	・毎年、市町毎に被害作物や被害金額等の内容を調査
3) 被害対策効果検証調査	・被害対策が重点的に行われる地域において、事業実施前後に事業対象地域の集落環境調査および地域住民を対象とした詳細なアンケートを実施
4) 住民意識調査	・農業被害調査のみでは把握できない被害感覚があるため、出没地域住民を対象とした被害対策や被害に対する意識調査の実施

4. 参考HP

- ・第2期ニホンザル保護管理計画の掲載HP
<http://www.wmi-hyogo.jp/upload/database/DA00000102.pdf>
- ・平成24年度事業実施計画の掲載HP
<http://www.wmi-hyogo.jp/upload/database/DA00000108.pdf>
- ・「おじろ用心棒」の紹介HP
<http://www.wmi-hyogo.jp/upload/database/DA00000080.pdf>

宮城県

1.保護管理の特徴

- 1) 県内に8つのポピュレーション（複数の群れの連続分布）が存在し、35群（金華山を除く）が主に水系に沿って分布（図2）。
- 2) 個体群を奥山（奥羽山脈）方向へ追い上げることによる棲み分けを目指した管理を实践。（追い上げ：サルの群れの遊動域の強制的な山奥への変更）
- 3) 毎年度、群れ数、個体数等のモニタリング調査を実施。
- 4) モニタリング調査結果から、各群れを7段階の評価レベル（加害レベル）で判定。
- 5) 加害レベルの高い群れの多頭捕獲を実施。



図2 宮城県のニホンザルの生息状況
（宮城県資料より）

2.保護管理目標

長期目標：「ニホンザルの野生の尊厳を守る」という基本理念のもと、人とサルとが一定の距離を保ちながら一定の緊張感を維持した状況（良好な関係）の構築。

中期目標：奥羽山脈方向に、隣接群のいない全群を追い上げ。農作物・生活被害を頻繁に引き起こし、人慣れが進んだ群れと群れ外オスに対しては、必要最小限の捕獲等を含めた総合的な対策を検討・実施。

短期目標：農作物・生活被害の軽減、解消のため、追い上げる群れを複数選定し、効果的な追い上げ方法の確立。甚大な農作物・生活被害を起こし、人慣れも極度に進んだ群れや群れ外オスは、捕獲を含めた効果的な被害軽減、解消対策を実施。

3.取り組み

3-1 実施計画

- ・県は、市町村等が作成した実施計画を取りまとめ、追い上げ、被害対策、捕獲等を定めた県全体の実施計画書を毎年度策定。
- ・保護管理事業実施計画書では、毎年のモニタリング結果を基に、群れ毎に評価。

3-2 個体群管理

3-3 被害対策

- 1) 追い上げ
- 2) 群れの位置情報の提供
- 3) 南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会

3-4 モニタリング

- 1) 生息状況調査
- 2) 被害状況調査

3-2 個体群管理
概要
・加害レベルが最高の群れは、被害対策や群れの分裂防止を目的に多頭捕獲を実施。 ・加害群が分裂し、被害地域が拡大した場合、関係者の合意形成の下全頭捕獲を実施。
実績（仙台市）
・2005年に4群210頭であった加害レベルが最高の群れは、捕獲とその他の対策により2009年には4群78頭に減少。 ・加害群から分裂した群れ（9頭）は全頭捕獲。
効果（仙台市）
・加害レベルが最高の4群に対し、捕獲による頭数の削減、各種の被害対策を実施した結果、群れが人里方向へ大きく移動することはなく、被害は減少。 ・新たな加害群を全頭捕獲した地域では、被害はなくなった。
課題（仙台市）
・人里の群れを捕獲したことにより奥山の群れの進出。 ・奥山の群れの分裂。 ・捕獲隊の対応に限界。 ・若手の人材育成が不足。

3-3 被害対策
3-3-1 追い上げ
実施方法
・群れが連続分布する地域では、山奥の群れから順に追い上げを実施。 ・追い上げる目標地域をあらかじめ明確に決定。 ・サルに最大の脅威や恐怖を与える強力な道具（花火や銃器）を、一斉かつ大量に使用。 ・追い上げを著しく妨げるサル（人馴れした群れ外オスなど）は銃器で捕獲。 ・地形によっては訓練された“サル追い犬（モンキードッグ）”を使用。 ・追い上げを開始後は、可能な限り群れを追尾。 ・可能な限り連日、一週間程度継続して実施。 ・追い上げは冬期、特に積雪期に徹底して実施。 ・実施後、随時群れのモニタリングと追い上げを実施。
効果
・追い上げの効果検証は難しいが、計画の開始から追い上げている群れは、人里の方向に遊動域を拡大せず。
課題
・奥山で増加している群れを奥山に留めておくことができるか。 ・定期的、冬場以外の追い上げの実施ができていない。 ・モンキードッグの有効利用。

3-3-2 群れの位置情報の提供（仙台市）	
・電波発信器による群れの位置情報を、インターネット掲示板で定期的に情報提供し、住民自らが効果的な対策を実施できるよう支援。	
3-3-3 南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会	
・宮城県南部及び福島県北部、山形県東部に跨る地域におけるニホンザルの個体数増加や個体群遊動域の拡大による被害増加に対し、広域の関係機関で被害防止を図るため 2007 年 5 月に設立。	
・福島県では、4 市町 3 団体、宮城県では 5 市町 2 団体、山形県では 9 市町 4 団体が参画。	

3-4 モニタリング	
3-4-1 生息状況調査	概要
1) 生息分布・個体数等調査	・県はポピュレーション毎に群れや群れ外オスの生息分布、個体数、群れの社会構造、群れの遊動域、人慣れの程度について、継続して調査を実施。
2) 捕獲状況調査	・市町村等の協力を得て、群れか群れ外オスカ、群れについては性別、成・幼獣等を可能な限り正確に把握。 ・捕獲が群れに与える影響（群れの人慣れの程度の変化、遊動域の変更等）についても追跡調査を実施。
3-4-2 被害状況調査	概要
・被害状況・対策効果検証	・行政資料および現地調査により、発生地域・農作物被害・生活被害・被害時期等について整理し、「追い上げ」、「個体識別捕獲」および各種被害防除対策の問題点や効果について検証。

4. 参考 HP

- ・第二期宮城県ニホンザル保護管理計画（改訂版）の掲載 HP
<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/4726.pdf>
- ・平成 24 年度宮城県ニホンザル保護管理事業実施計画書の掲載 HP
<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/128456.pdf>
- ・仙台市に生息するニホンザルの位置情報のインターネット掲示板 URL
<http://www5.plala.or.jp/four-m-company/keijiban/Frameset.keijiban.html>
- ・南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会についての HP
<http://www.shinfuku.jp/chojyu.html#03>

神奈川県

1.保護管理の特徴

- 1) 県内に3つの地域個体群が存在。確認されている加害群及び加害集団は、20 群2集団（図3）。
- 2) 西湘地域個体群は、群れ数、個体数が減少。丹沢及び南秋川地域個体群は概ね維持。
- 3) 分布域の後背に奥山（丹沢、箱根）があるやや規模の大きな個体群。
- 4) 毎年度、生息状況、被害状況などをモニタリング。
- 5) モニタリング結果により群れごとに加害レベル（レベル1～5）を判定。加害レベルに応じた保護管理事業（被害防除、個体数調整、生息環境整備）を実践。



図3 神奈川県のニホンザルの生息状況

（平成24年度神奈川県ニホンザル保護管理事業実施計画より）

2.保護管理目標と基本方針

地域個体群の安定的な維持

農作物等被害の軽減

生活被害・人身被害の根絶

目標達成のための基本方針

- ・第2次計画策定時（2006年度）の生息状況を基準に、新たな加害群や加害集団を生じさせず、必要な施策を講じて人とサルとの棲み分けを目指す。
- ・地域個体群の安定的な維持に必要な群れ数や個体数の規模については、最新の知見やモニタリング結果により検討。

3.取り組み

3-1 実施計画

- ・県は、毎年度、市町村、地域鳥獣対策協議会が作成した計画案を取りまとめ、県全体の事業実施計画を地域毎、群れ毎に策定。
- ・モニタリング結果を基に計画の見直し、次期計画を策定。

3-2 個体群管理

3-3 被害対策

- 1) 追い払い
- 2) 位置情報の提供
- 3) 電気柵等の設置
- 4) 広域連携に対策の推進
- 5) 鳥獣被害防除対策専門員の配置

3-4 モニタリング

- 1) 生息状況調査
- 2) 被害状況調査

3-2 個体群管理（地域毎の方針）
3-2-1 西湘地域個体群
・原則として加害個体は捕獲するが、地域個体群の安定的な維持に注意して学習放獣などの手法を検討、実施。
3-2-2 丹沢地域個体群
・原則として加害個体と新たな加害群や加害集団は捕獲。 ・群れや集団に対する個体数調整は、地域個体群の安定的な維持に注意しながら検討、実施。
①実績（2011年度）：分裂による被害拡大防止のための個体数調整として、4群で45頭を捕獲。
②効果：ダムサイト群から分裂したダムサイト青山集団は、捕獲により消滅。個体数調整を実施した3群については、分裂せず、被害地域の拡大を防止。
③課題：群れによっては、行動域が南下傾向。
3-2-3 南秋川地域個体群
・丹沢地域個体群と同じ考え方により管理。

3-3 被害対策

3-3-1 追い払い

・各地域で住民、農業者、市町職員、農協、猟友会等による追い払いを実施。

・小田原市・相模原市・愛川町（県・市町の補助金）、箱根町・厚木市・秦野市（国の緊急雇用創出事業）、湯河原町（特措法に基づく交付金）では、追い払い員や監視員による通年の追い払いを実施。

3-3-2 情報提供

・県西地域県政総合センター等では、ホームページ等で群れの位置情報を提供し、地域での追い払い等に活用。

3-3-3 電気柵・簡易電気柵の設置

・市町村では、農地と森林の境界部にサルなどの侵入防止の電気柵の設置や農業者や住民による簡易防護柵設置に補助。

3-3-4 広域連携による対策実施の推進

・行動域が複数市町村、隣接都県にわたる加害群に対し、関係機関が連携して対策を実施するため、情報交換を実施（表2）。

表2 情報交換の実施状況

地域	関係機関
西湘	小田原市、箱根町、南足柄市、JA かながわ西湘、県猟友会小田原支部、足柄上・西湘地域県政総合センター、県自然環境保全課
	神奈川県：湯河原町、西湘地域県政総合センター 静岡県：熱海市、東部農林事務所、県自然保護室
丹沢	秦野市、伊勢原市、JA 秦野、JA 伊勢原、県央・湘南地域県政総合センター、県自然環境保全課

3-3-5 鳥獣被害防除対策専門員の配置

- ・県は、鳥獣被害対策に専門的知識や経験を持つ「鳥獣被害防除対策専門員」を地域県政総合センターに配置し（県央2名、西湘・足柄上・湘南各1名の計5名）、被害地域の巡視、住民に被害防除について助言を行い、地域ぐるみの取組を支援。

3-4 モニタリング

3-4-1 生息状況調査

- | | |
|---------------|---|
| 1) 個体数・行動域調査 | ・県は、群れ数、個体数、行動域、加害レベルを把握するため、加害群及び加害集団について、雌雄・成幼獣別個体数のカウント調査、行動域調査（ラジオ・テレメトリー法）を毎年実施。 |
| 2) 個体数調整の効果検証 | ・個体数調整の対象となる群れについては、モニタリング内容を検討し、個体数調整に伴う個体数や行動域の変化、捕獲個体情報などの把握に努める。 |

3-4-2 被害状況調査

- | | |
|---------|--|
| ・被害状況調査 | ・市町村は、農協等の協力を得て農作物被害、生活被害及び人身被害について、被害内容、被害量、被害額等を把握し、被害地図を作成。 |
|---------|--|

4. 参考HP

- ・第3次神奈川県二ホンザル保護管理計画の掲載HP
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/427321.doc>
- ・平成24年度神奈川県二ホンザル保護管理事業実施計画の掲載HP
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/470085.pdf>
- ・県西地域県政総合センターによる二ホンザル位置情報URL
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417344/p81479.html>

平成 24 年度
ニホンザルの保護管理に関するレポート

2013 年 3 月

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号
電話：03(3581)3351（代表）

業務請負者 一般財団法人 自然環境研究センター
〒110-8676 東京都台東区下谷 3 丁目 10 番 10 号
電話：03(5824)0960（代表）

リサイクル適正の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料「A ランク」のみを用いて作製しています。